

事業者向け補助金メニュー【設備・環境経営関連】

	管轄	補助金の名称	補助対象	補助金額	対象事業者	期間	問い合わせ先
国	環境省	脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT 事業）	① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率1/3、補助上限：CO2排出削減量 に応じて1億円または5億円） 電化・燃料転換・熱回収等の取組により、CO2排出量を工場・事業場単位で15％以上又は主要なシステム系統で30％以上削減する設備導入等を支援（3カ年以内） ② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率3/4、補助上限：200万円） DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行う民間事業者等を補助金で支援するもの（2カ年以内）			（2次募集） 令和8年8月26日（水）12:00まで	SHIFT事業ウェブサイト内「お問い合わせ」をご確認ください。 https://www.gaj.or.jp/eie/shift/
	環境省	建物、設備等業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（脱炭素ビルリノベ）	① 外皮の高断熱化 断熱窓、断熱材の導入により、改修後の外皮性能BPIを1.0以下にすること。 ② 高効率空調機器等 の導入 高効率空調、制御機能付きLED照明器具、業務用給湯器いずれかの導入により、一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%または40%以上削減されること。	補助対象となる設備費・工事費・設計費の1/2～1/3	日本国内で事業を営んでいるものであり、国内の業務用建築物等に本事業であらかじめ定めた基準を満たす断熱窓・断熱材や高効率設備等を導入する者（その他要件あり）	令和8年11月30日（月）まで ※交付決定額の合計が予算額に達した場合、公募期間内であっても交付申請の受付を終了する。	一般社団法人 環境共創イニシアチブ事業第1部 脱炭素ビルリノベ事業担当 TEL：0120-102-912 受付時間：（平日）10：00～12：00/13：00～17：00
	環境省	Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業	代表企業と中小企業が連携して行う 省CO2効果の高い設備 の導入 ・本事業で導入する設備全体で30％以上の省CO2効果を満たすこと。 ・大企業は30％以上、中堅企業は20％以上、中小企業は10％以上の省CO2効果を満たすこと。	■補助率 中小企業：1/2 大企業：1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2） ■補助限度額 15億円（1事業者につき）	主な要件 ・代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること。 ・代表企業のScope3削減目標を踏まえ、代表企業と連携企業（※1）が本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること。 ※1 代表企業が大企業の場合は連携企業2者以上、代表企業が中堅・中小企業の場合は連携企業1者以上と合意を行うこと。	令和8年11月13日（金）17時	一般社団法人 地域循環共生社会連携協会 問い合わせメールアドレス：08scope3@rcespa.jp
	資源エネルギー庁（経済産業省）	省エネ・非化石転換補助金	・工場・事業場全体で先進設備やオーダーメイド設備等の導入により省エネを図る事業（Ⅰ型：工場・事業場型） ・電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等への更新・導入（Ⅱ型：電化・脱炭素燃転型） ・省エネ性能の高い特定の指定設備（ユーティリティ設備・生産設備）への更新（Ⅲ型：設備単位型／GX設備単位型） ・EMS（エネルギーマネジメントシステム）の導入によりエネルギー需要の最適化を図る事業（Ⅳ型：エネルギー需要最適化型）	・Ⅰ型 補助率1/3～2/3 ※上限あり ・Ⅱ型 補助率1/2以内 ※上限あり ・Ⅲ型 補助率1/5～1/2 ※上限あり ・Ⅳ型 補助率1/3～1/2 ※上限あり	国内において事業活動を営んでいる法人及び個人事業主であること（その他要件あり）	（3次公募期間） 9月上旬（予定）	一般社団法人 環境共創イニシアチブ 特設サイトをご確認ください。 https://syouenehojyokin.sii.or.jp/
	佐賀県	産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業（→排出事業者向け）	県内の産業廃棄物排出事業者等が行う産業廃棄物の排出抑制、減量化及びリサイクルを推進するための施設整備 ■補助対象経費 工事費（建築（構築）物費）、設備費（機械装置費等）、その他（設計費等）	■ 補助率 補助対象経費の2分の1以内 （太陽光パネル・木くず・廃プラ・汚泥・動植物性残さのリサイクル等を推進する施設整備については3分の2以内） ■ 補助限度額 限度額1,000万円 （太陽光パネル・廃プラのリサイクル等を推進する施設は2,000万円を限度額とする）	（1）「補助対象事業」の事業を実施する事業者 （2）交付要綱で定める暴力団排除の要件を満たしていること。 （3）県税の未納がないこと。	令和8年8月31日（月曜日）まで ※ただし、申請の合計額が予算額に達した場合、募集期間内であっても受付を終了する。	佐賀県 循環型社会推進課 企画・公共関与担当 TEL：0952-25-7078 FAX：0952-25-7109
	佐賀県	リサイクル産業育成支援事業（→処理業者向け）	県内の産業廃棄物処理業者等が行う、産業廃棄物を処理・加工してリサイクルする施設の新設、増設、更新（処理の効率化・品質の向上につながるもの） ■補助対象経費 建物建築（構築）費、建物付属設備費、機械装置費、その他知事が必要と認めるもの	■ 補助率 補助対象経費の2分の1以内 （太陽光パネル・木くず・廃プラ・汚泥・動植物性残さのリサイクルを推進する施設整備、熱回収を推進する施設整備については3分の2以内） ■ 補助限度額 限度額1,000万円 （①優良産廃処理業者のリサイクル施設、②太陽光パネル・廃プラのリサイクル施設 のいずれかに該当する場合は2,000万円を限度額とする）	1．県内において、リサイクルを行う施設の新設、増設、更新（処理の効率化、品質の向上につながるもの）を行う者であること。 2．リサイクルを実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。 3．過去5年以内に廃掃法の違反がないこと。 4．県税の未納がないこと。 5．交付要綱で定める暴力団排除の要件を満たしていること	令和8年8月31日（月曜日）まで ※ただし、申請の合計額が予算額に達した場合、募集期間内であっても受付を終了する。	佐賀県 循環型社会推進課 企画・公共関与担当 TEL：0952-25-7078 FAX：0952-25-7109

事業者向け補助金メニュー【設備・環境経営関連】

	管轄	補助金の名称	補助対象	補助金額	対象事業者	期間	問い合わせ先
県	佐賀県	佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ	間接補助事業で導入する 温室効果ガス排出量算定ツール の月額使用料 ※1 初期費用は対象外とする。 ※2 補助事業者 が指定する期日までに支払が完了した使用料を対象とする。 ※3 年間契約で一括払いの場合は、按分方式により算出された月額使用料相当額を対象とする。 ※4 消費税及び地方消費税の額は除く。 ※5 他の補助金を同時に受けることは可能であるが、補助金の総額が申請者の負担額を上回らない額を限度とする。 ※6 補助金額は千円未満を切り捨てた額とする。	間接補助対象経費の2分の1（上限1万円/月）	佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者 ※ ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 （1）農林漁業者 （2）医療福祉業者 （3）発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者 （4）発行済株式の総数又は出資金額の総数の3分の2以上を大企業が所有している事業者 （5）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者 （6）令和5年度 から 令和 7 年度のGXモデル企業（令和5年度及び令和6年度グリーントランスフォーメーションモデル企業創出業務、令和7年度佐賀型カーボンニュートラルチャレンジモデル企業創出等業務 にて伴走支援を実施した企業） （7）法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納している事業者すべき税金を滞納している事業者	利用開始日の属する月から当該年度の1月末まで ※ただし、無料期間など月額使用料が発生しない期間は除く。	産業グリーン化推進グループ 産業グリーン化担当 TEL：0952-25-7380 FAX：0952-25-7369
	佐賀県	【新規】佐賀型カーボンニュートラルチャレンジ設備投資促進事業費補助金	県内中小企業の省エネ設備等の導入や更新を支援するため、温室効果ガスの排出量削減が見込まれる省エネ設備等の導入にかかる費用を補助する。 ※新規導入のほか、既存設備の改良や見直しも含む ※リース契約及び割賦販売契約に基づき設置する設備、及び複数の事業者で共有する設備は対象外 ※太陽光発電設備、蓄電池、地中熱空調設備、車両は対象外	補助対象経費（税抜）の3分の2以内 上限1,000万円 下限200万円 ※事業費（補助対象経費（税抜））が300万円以上であること	佐賀県内に本店又は本社を有する中小企業者 ※ ただし、以下のいずれかに該当する者は除く。 （1）農林漁業者 （2）医療福祉業者 （3）発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している事業者 （4）発行済株式の総数又は出資金額の総数の3分の2以上を大企業が所有している事業者 （5）大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者 （6）法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付法人県民税、法人事業税（個人事業主の場合は個人県民税、個人事業税）等、納付すべき税金を滞納している事業者すべき税金を滞納している事業者	令和8年7月6日必着 →応募書類提出後審査有。	産業グリーン化推進グループ 産業グリーン化担当 TEL：0952-25-7380 FAX：0952-25-7369
市町	佐賀市	令和8年度佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金	① 省エネ最適化診断等の受診 ② 環境経営の推進 （環境経営認証の新規取得、再エネ100宣言REActionへの参加）	①省エネ最適化診断等の受診 補助対象経費の全額または経費の一部 ②環境経営の推進 補助対象経費の1/2（上限10万円）	ゼロカーボンシティさがし推進パートナーに登録されている事業者	令和8年5月20日～12月24日（先着） ※予算額の上限に達し次第、受付終了	佐賀市 環境部 環境政策課 ゼロカーボンシティ推進室 TEL:0952-40-7201 FAX:0952-26-5901
	伊万里市	伊万里市省エネ診断補助金	エネルギー使用の合理化を図るため、市内の中小企業者が事業所の省エネルギー診断を実施する際に、予算の範囲内で補助する。 対象となる診断 ◆一般社団法人省エネルギーセンター「省エネ最適化診断」 ◆一般社団法人環境共創イニシアチブ「ウォークスルー診断」「IT診断」	省エネルギー診断に要する診断料金の全額（振込手数料を除く）	省エネルギー診断に要する診断料金の全額（振込手数料を除く）	令和7年4月1日から令和8年2月28日	伊万里市 環境政策課脱炭素社会推進室 TEL：0955-23-2144
	嬉野市	嬉野市省エネルギー診断補助金	省エネルギー診断に要する診断料の全額補助（振込手数料を除く）	省エネルギー診断に要した費用	市内に住所を有する事業者	令和8年7月1日～令和8年3月31日	嬉野市役所 環境政策課 TEL：0954-42-3317 FAX：0954-27-7204

※令和8年8月14日現在の情報です。詳細及び最新情報は各HPにてご確認ください。

※上記以外にも補助金メニューが実施される場合があります。お住いの自治体や下記HP等から最新情報をご確認ください。

[環境省 住宅脱炭素NAVI（https://policies.env.go.jp/earth/zeh/）](https://policies.env.go.jp/earth/zeh/)

[SAGANETゼロ・コンソーシアム（https://saganetzero.com/support-menu/）](https://saganetzero.com/support-menu/)